

第7次水質総量削減の在り方について(中央環境審議会答申)の概要

1 水質総量削減の実施状況

- ・ 昭和53年の「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正による総量規制の導入から6次に渡って実施されてきた。
- ・ 工場・事業場に対する総量規制基準の適用や下水道の整備等の汚濁負荷削減対策等の実施により、汚濁負荷量は削減されてきた。

2 指定水域における水環境の状況

- ・ COD濃度、窒素濃度、りん濃度について、制度開始当初より改善されているものの近年は横ばいの推移を示している。
- ・ 環境基準達成率はCOD、窒素・りん共に近年横ばいの推移を示している。
- ・ 赤潮や青潮の発生件数は制度開始前とくらべて減少してきているが、近年は横ばいで推移している。

3 指定水域の水質汚濁のメカニズム

- ・ 陸域からの窒素・りんの流入や汚濁負荷が蓄積した海底の底質からの窒素・りんの溶出など複合的な要因により閉鎖性海域の汚濁は進行し、赤潮や貧酸素水塊の発生につながる。
- ・ 将来の水質を予測するために、人口や気象条件、汚濁負荷量、底質からの溶出等を考慮したシミュレーションモデルを構築した。
- ・ 長年に渡って排出してきた汚濁負荷は海底に蓄積しており、海底の底質から窒素・りんが再び溶出してくる。陸域からの汚濁負荷を削減しても底質からの溶出により水質はすぐには改善してこなかった。
- ・ 各種汚濁負荷削減対策を実施することで、底質が改善し、水質は今後、着実に改善していくと予測された。

4 第7次水質総量削減の在り方について

- ・ 平成26年度を目標年度とすることが適当。
- ・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾については今後も水環境改善のための着実な取組が必要。
- ・ 大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質が悪化しないような対策を講じる必要がある。
- ・ 新たな水質目標として、底層DO及び透明度について、環境基準化を見据えた検討を行う必要がある。
- ・ 農地や市街地等からの発生負荷量を精緻に把握することや、水質が改善された閉鎖性海域における窒素・りんの管理の在り方など、様々な調査研究の推進が必要。
- ・ そのためには、各種モニタリングを適切に実施していくことが極めて重要。